（判定依頼者記入欄）

判定受付番号等：

※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

（表面）

（判定依頼者）　殿

年　　月　　日

漁獲・養殖証明書

氏名（漁業者又は漁業協同組合等） 印

連絡先（住所及び電話番号）

産品は、下記のとおりであることを証明します。

記

１．水産物の種類：

（注）魚等の種類を標準和名で記載してください。

２．利用する経済連携協定：

３．生産水域：

□(1)日本の領海内　□(2)日本の排他的経済水域

□(3)公海（外国の領海及び排他的経済水域で生産した場合には、その国名を記載：（　　　　　　　　））

（注）外国の領海及び排他的経済水域は公海に含めてください。**なお、日本の領海内及び日メキシコ協定におけるメキシコの領海内で生産された場合には、以下の５～７の記載は不要です。**

４．生 産 方 法：

 □(1)養殖

（注１）輸入種苗を使用していない場合に限る。

（注２）注１に関わらず、シンガポール向け及びペルー向けについては一定の条件を満たせば輸入種苗の使用が可能な場合がありますので、協定の関連規定をご確認下さい。

（注３）注１に関わらず、RCEPでは輸入種苗も使用可能です。

□(2)定置網漁業（大型定置、サケマス定置含む）

□(3)底びき網漁業（遠洋、沖合、小型含む）

□(4)まき網漁業（大中型、中小型含む）

□(5)延縄漁業（まぐろ延縄含む）

□(6)棒受網漁業

□(7)釣り漁業（かつお一本釣り、いか釣り含む）

□(8)その他（　　　　　　　漁業）

（注）様式に「印」とありますが、文書の作成名義人に係る電話番号やメールアドレスなどの連絡先が記載されていれば、押印は不要です。

（裏面）

５．使用された漁船：

漁船名：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

漁業許可番号：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

漁船登録番号：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

（注）複数の漁船で生産された場合には複数を一括して記載してください。

□(1) 上記漁船は以下①～③の全ての基準に適合している。

|  |
| --- |
| ①日本で漁船登録されている漁船②日本の法令を遵守している漁船③日本国民（又は日本資本の会社）が所有している漁船 |

（注）日ペルー及び日モンゴル経済連携協定については、上記漁船を所有している会社（日本資本の会社である必要はありません）が、その本店及び活動拠点を両締約国のいずれかに有していることを示す証拠書類、及び非締約国に登録された漁船・工船を所有していない旨を記載した誓約書又は当該会社が所有している全ての漁船・工船のリスト（船名及び登録番号等）を添付してください。

□(2)(1) 以外の場合

（注）利用する経済連携協定の原産地規則に合致していることを証明する証拠書類を提示する必要があります。

６．幹部船員及び乗組員（船員要件）：

□(1)船長等の幹部船員（船舶職員）の全員及び７５％以上の乗組員が日本国籍を有する者

□(2) (1)以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義における船員要件）に合致している。

（注１）利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義における船員要件）に合致していることを確認してください。

（注２）日ペルー、日豪、日モンゴル経済連携協定及びRCEP協定については、本規定について記載する必要はありません。

７．その他（参考資料の添付等）

□　５．で記載された漁船ごとに、経済連携協定の原産地規則（船舶の定義における船員要件）に合致していることを示す船員名簿等の記録について、特定原産地証明書の発給日の翌日から５年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定を利用する場合は３年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

【日メキシコ】

「船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。」

（別紙参考：各経済連携協定の船員に関する要件（仮訳））

※その他、船舶の所有に関する要件等があるので、協定本文を確認のこと

【日マレーシア】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。」

【日チリ】

「船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。」

【日タイ】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。」

【日インドネシア】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。」

【日ブルネイ】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。」

【日アセアン】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が一又は二以上の締約国の国民であること。」

【日フィリピン】

「船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。」

【日スイス】

「船長及び上級乗組員のすべてが両締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。」

【日ベトナム】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の国民であること。」

【日インド】

「船長及び上級乗組員の総数の五十パーセント以上が両締約国の国民であること。」かつ「乗組員の二十五パーセント以上が両締約国の国民であること。」

【日ペルー】

（なし）

【日オーストラリア】

（なし）

【日モンゴル】

（なし）

【RCEP】

（なし）